

ハイレベルスポーツの振興に関する法整備

——フランス・ハイレベルスポーツ憲章を中心に——

石井 信輝

東亜大学 総合人間・文化学部 スポーツ学研究室

E-mail: ishii@toua-u.ac.jp

櫻田 祐子

Société Franco-japonaise pour le développement du sport

E-mail: y_sakura@yahoo.fr

1. はじめに

フランスはスポーツ振興に関する法整備がなされている国である。スポーツの振興を体系的に定めた初めての法律である「体育・スポーツ振興法」¹⁾が1975年においてすでにまとめられているが、同法は24条からなり、その第1条において「文化の基本的要素である身体活動およびスポーツ活動の発展を促すことは、国全体の責務である。」「……国および公共団体は、あらゆる水準におけるあらゆる人人の身体的活動およびスポーツ活動を奨励し、かつ、必要とされる施設や条件の整備に努める。」と規定され、国がスポーツ活動への支援を行うことが明確に示されていた。

1984年には1975年法を発展的に破棄する、「スポーツ及び身体的活動の組織と振興に関する1984年7月16日付法律第84-610号」²⁾が制定された。本法律は現在までに数度の修正を重ねながらフランスにおけるスポーツ政策における基本法としての役割を果たしている。この基本法は、3編、7章、52条からなる。第1編は「スポーツおよび身体活動の組織」、第2編は「教育および職業」、第3編は「野外スポーツにかかわる空間、拠点、および順路」で構成される。

第1条においては、「スポーツおよび身体活動は、教育、文化、国民統合、社会生活の重要要素をなす。また健康にも寄与する。その振興と発展は一般利益にかなう」と謳われ、「国、地方公共団体およびその連合体、スポーツ連盟、企業及びその社会的組織は、スポーツ及び身体活動の振興に寄与する。」ことが明文化されている。また、「国、非営利団体、スポーツ連盟は、地方公共団体及びその連合体、関係企業と協力して、ハイレベルスポーツの発展を保障する。」としている。以上のことから、フランスにおいては、健康や教育活動の一環として行われるスポーツに、その社会的価値を認定するだけではなく、いわゆる競技力の向上を目的とするハイレベルスポーツにも社会的な価値を認め、その振興に政府が積極的に関与する姿勢がうかがわれる。

そこで本研究においては、フランスにおいては社会的に広く認知されているハイレベルスポーツの発展を保障するための基本となった、1975年法と1984年法、およびこれまでは逐語訳がされていない「ハイレベルスポーツ憲章」³⁾を逐語訳し、3者を中心に検討することとした。そのことによって、フランスにおけるハイレベルスポーツ振興に関する法整備についての知見の獲得を図ることが本研究の目的である。

2. ハイレベルスポーツ支援のための法整備

ハイレベルスポーツ憲章（逐語訳・仮訳）
紹介

ハイレベルスポーツ憲章は修正1984年7月16日付法律により制定され、スポーツの倫理的原理に基礎をおくものである。

本憲章は、ハイレベルスポーツ選手とそれを取り巻く環境（国、連盟、地方公共団体、民間パートナー）との関係の大枠を規定する。

当事者各々の権利と義務は、すべての市民の個人的自由という不可侵の原理を尊重することで確定される。

ハイレベルスポーツ選手は、スポーツでの成功や職業斡旋を約束した国の支援を受ける。

本憲章は一方で、肖像権や表現の自由の尊重について、スポーツ選手とメディアとの関係の枠組みを規定する規則を含む。

1984年法第26条が定めるナショナルリストに登録するすべてのハイレベルスポーツ選手は、本憲章の原理と効力を尊重する義務を負う。

権限を委任されたスポーツ連盟は、特にスポーツにおける目的と、ハイレベルスポーツ選手の転職を準備するための研修活動を、協議した方法によって企画するための個別協定を締結する際、参照することのできる基盤を、それぞれの連盟規則に組み入れる。

前文

ハイレベルスポーツは最も重要な社会的・文化的役割を果たす。オリンピック憲章が謳うオリンピック競技の価値や、スポーツの倫理的原理に従い、ハイレベルスポーツは、例えば、人間の尊厳、相互理解、団結心およびフェアプレーの精神を保障する、平和でよりよい世界の構築に貢献せねばならない。

国からハイレベルスポーツ選手、ハイレベルレフェリー、もしくはスポーツジャッジとしての認定を享受する全てのもの、もしくはハイレ

ベルスポーツのテクニカル部門及び管理部門で責任を負うすべてのものは、いかなる状況においても、スポーツ共同体の誓約に対して誠実で、自身のスポーツや自国のイメージを高めることができる、模範的態度をとることに努めなければならない。

国及びスポーツ関連団体は、本憲章が規定する基本原理の尊重を保障する。地方公共団体及び企業の協力を得て、国及びスポーツ関連団体は、ハイレベルスポーツ選手が最高のパフォーマンスを発揮するとともに、社会的・職業的能力を最良に発揮することを目的として、ハイレベルスポーツの発展を支えるために必要な財源が整備されるように監視する。

全国ハイレベルスポーツ委員会は、スポーツにおける倫理的規則及び、スポーツ及び身体活動の組織と振興に関する1984年7月16日付法律第84—610号に従って、以下の規定を確立する。同委員会は、本憲章の適用から起因する解釈に関するすべての問題の審議を付託される。

第I章 スポーツ選手

規則I

市民としての権利や自由の最大限の行使において、各ハイレベルスポーツ選手はスポーツ選手として責任ある行動をし、社会的職能的将来の準備に対して責任を持つ。ハイレベルスポーツ選手は、ライセンス保持者である限りは、国及び自発的に加入する連盟に対する自身の義務を果たさなければならない。

規則II

最高のパフォーマンスを追及するために必要とされる個人の契約及び準備の重要性を考慮し、すべてのハイレベルスポーツ選手は、既定の条件と制限の範囲内で、下記の事項を目的とする場合、その措置、対策及び支援を受領できる：

- スポーツでの成功を奨励するため、
- スポーツ活動においてスポーツ選手が出費した費用を弁償するため、
- 社会的職能的組み入れを目指す育成計画の

実施を容易にするため。

国とスポーツ関連団体は、ハイレベルスポーツ選手に対して、認定された援助の公平で一貫した付与を監視する義務を負う。このためハイレベルスポーツ選手は、自身に対して個別に認定された公的協力の内容と額を、所属する連盟に対して報告しなければならない。国に対する全ての個別支援要求は、連盟によって予審され、その援助内容は形式化されなければならない；従って、支援要求にはとりわけ当事者が利用する資金情報を明記しなければならない。これらの情報は非公開となる。

規則Ⅲ

国及びハイレベルスポーツ選手が登録する連盟は、ハイレベルスポーツ選手がそのキャリアを継続する間に被る全ての社会的リスクに対処する、社会保護制度の恩恵に浴することを保障する。

規則Ⅳ

言論の自由並びに情報もしくは思想を伝達する自由の行使においては、一般的には、ハイレベルスポーツ選手は自身の競技やフランススポーツのイメージを守るとともに、他者の楽しみ、名誉もしくは尊敬を犯してはならない責任を負う。

肖像権はハイレベルスポーツ選手に保障されるが、後述の規則ⅨとⅩの規則を遵守することが条件となる。この個人権はすべての個人映像の私的な録画行為や商業的利用に対抗する自由権を含む。

規則Ⅴ

ハイレベルスポーツ選手がスポーツもしくはスポーツに関連する活動の対価として報酬を受け取ることが基本とする全契約は、本憲章の規則や連盟規則と相容れるものでなければならない。

規則Ⅵ

ハイレベルスポーツ選手は、国やスポーツ関連団体によるアンチドーピング及びその分野における予防活動に参加する。ハイレベルスポーツ選手は、禁止されている薬物と方法への依存を自ら禁ずる。

規則Ⅶ

ハイレベルスポーツ選手は所属するスポーツ連盟のテクニカル部門との合意の上で、トレーニング、試合、育成に関するプログラムを決定する。ハイレベルスポーツ選手は、社会生活やスポーツに関して、ハイレベルスポーツ選手のために編成された定期的なフォローアップの恩恵に浴する。

ハイレベルスポーツ選手として申し分のない健康状態を保障するために、定期的な予防的医学検査が課される。

規則Ⅷ

ハイレベルスポーツ選手は、所属する連盟の役員会、CNOSFの管理委員会、全国ハイレベルスポーツ委員会、全国ドーピング防止・僕滅委員会、およびハイレベルスポーツ選手の団体権益を取り扱う権限を持つ全決定機関に代表を選出する。

第Ⅱ章 チーム

規則Ⅸ

集団スポーツと同様に個人スポーツに対しても、スポーツ選手が所属するすべてのチームは、スポーツ集団（訳者注：例えばスポーツクラブ）もしくはチームの組織者が後援する連盟によって指定された責任者の権威に、直接また専ら従う。

場合に依じて、スポーツ集団もしくは連盟は、チームとしてのスポーツ活動の際及び、その活動のみをプロモーションする目的で、チーム全体の肖像権を独占的に行使する。これらに反するすべての個々の契約はこれに対抗できない。

各人の権利及び義務の範囲は、適用可能な連盟の規則や、チームの団結と良好な運営に必要な団体組織の性格とレベルをそれぞれの種目で決定する慣例によって定められる。各人の権利及び義務の範囲は、本憲章において明記される原理および連盟の規則とに矛盾しないという条件で、チームの特徴に符合する各々の契約において明示される。

規則Ⅹ

各連盟は、1シーズンもしくは複数シーズンで、前記規則が言及した特権に関して、連盟が専らその特権を自由に行使することが可能な、一つもしくは複数のチームが含まれる、国家養成機関を設置することができる。

各チームのプログラムは、テクニカルディレクターの責任のもとに練り上げられ、実施される。そのプログラムは、合宿、トレーニング及び試合の日程を基本とする；プログラムにはまた、一定の種目に必要とされる特有の訓練や探求を考慮し、とりわけ施設や使用する用具に関する専門的選択も含まれる。加盟するスポーツ団体や地域、県連盟の決定機関は、その実施に責任を負う。

国家養成機関への参加を提案された全てのハイレベルスポーツ選手は、加入する以上、所属連盟と締結した協定において確定したプログラムと、専門的選択を尊重せねばならない。このような協定が、プログラムの個別の適用を明確にし、当事者に利益をもたらすにふさわしい、あらゆる支援や協力を決定する。協定が権利及び義務の範囲に関する規定を含むとき、当事者の加盟するスポーツ集団もまた協定の調印者となる。

ハイレベルスポーツ選手リストに登録していないスポーツ選手も、同条件下で国家養成機関の全てもしくは一部のプログラムへの参画が認められ得る。

規則XI

フランス代表チームの編成が最優先権を持つ。フランス代表チームの編成は、そのため、国から権限を委任された連盟が責任を負う。

権限を委任された各連盟は、国との間で締結した目標協定の中で、予定された競技会への可能な限り卓越した代表の参加を保障するため、および全国ハイレベルスポーツ委員会が決定した優先事項に対応する、セレクションを確立する責任を負う。それらのセレクションは、セレクションの基本方法を定めた規則を適用することによって、実施される。

すべてのライセンス所持者は、所属する連盟が下したセレクションを尊重せねばならない。

正当な理由のない拒否の際には、万一の場合は参加が認められた国家養成機関からの除名、およびハイレベルスポーツ選手としてのキャリア喪失までに至る懲戒処分を受ける危険がある。

第三章 競技会

規則XII

参加する競技会においては、ハイレベルスポーツ選手はスポーツの規則、レフェリーおよびスポーツジャッジを尊重する義務を負う。ハイレベルスポーツ選手は、いかなる場合においても、パートナーや競争相手に対して、誠実で寛大であることを示さなければならない。

規則XIII

スポーツ競技会の開催権は、法が許す業務提携、もしくは適切な視聴覚メディアによる競技会の放送を目的とする、すべての協定を締結できる競技会の主催者に属する。

主催者は自身の権利行使に際して、情報の権利を保障する義務を負う。そのため、競技会の放送に関する契約は、現行法令だけではなく、その分野における周知の慣行にも従うものでなければならない。

同時に、スポーツ選手及びチームの責任者は、何びとに対しても、情報の自由を妨げることが可能な独占権への同意を申し立てることはできない。

主催者によって結ばれた業務提携契約をもって、上記規則で言及されたスポーツ選手の個人的権利、及びチームの集団的権利は、これを侵すことができない。この制限において、各人の権利と義務の範囲は、主催者との間で結ばれた合意により明確化される。

規則XIV

権限を委任されたスポーツ連盟、もしくはそれが加入する国際連盟が明示する公式スケジュールに登録されている競技会は、スポーツエリートの価値の格付けと誕生をもたらす、統一された照合基準となる。

国、スポーツ関連団体、及び地方公共団体、また個人・法人、特にハイレベルスポーツ選手は、その照合システムを率先して支援する。必

然的に、ハイレベルスポーツ選手、レフェリー、およびスポーツジャッジは、連盟の後援もしくは承認を受けて開催される競技会へ優先的に参加する義務を負う。

ハイレベルスポーツ選手であること

ハイレベルスポーツ選手リストは、1993年8月31日付デクレ第93—1034号により定められる規定を適用し、全国ハイレベルスポーツ委員会の答申を受け、定期的にスポーツ担当大臣が公表する。リストは、修正1984年7月16日付法律第84—610号に従って、国が承認した支援や特典の潜在的享受者を特定する。1995年1月1日現在、リストには54の連盟に所属する、128の競技もしくは種目を専門とする、5486名のハイレベルスポーツ選手が登録する。

ハイレベルスポーツ選手に許される事項：

- ・ハイレベルスポーツキャリアを継続可能とする、学校および大学教育の調整の恩恵に浴する。
- ・公務員試験の受験に関する特別条件の享受。
- ・スポーツキャリアを中断することなく兵役を実施すること：1994年度は、約500名のスポーツ選手がジョワンヴィル大隊での兵役に従事し、約400名が軍隊スポーツセクションに所属する。
- ・ハイレベルスポーツへの到達と準備装置、つまりハイレベルスポーツネットワークのポールフランスもしくはポールエスポワール装置の恩恵に浴すること。
- ・職業斡旋協定の享受：1998年には、112の社会—経済上のパートナーがハイレベルスポーツ選手のポストを385用意している。
- ・スポーツ教授者としての契約を享受する：1984年は、79のハイレベルスポーツ選手がこのタイプの契約を享受した。
- ・職業訓練の名目で：60名のハイレベルスポーツ選手が2,000から3,000フランの援助を受けた。
- ・国から個別支援の享受。青少年スポーツ省

は個別支援として2,434名のハイレベルスポーツ選手に対して、4,450万フランを注いだ：ちなみに、そのスポーツ選手の80%は20,000フラン以下であったのに対して、約8%が50,000フラン以上であった。

3. ハイレベルスポーツの社会的意義の認定

前述の1975年法、現行1984年法、およびハイレベルスポーツ憲章の文言、具体的には1984年法第1条が規定する「国をあげてハイレベルスポーツの発展を保障する。」に見られるように、フランス社会においてハイレベルスポーツは、最も重要な社会的・文化的役割を果たし、公共の利益にかなうものであり、それが公共団体（国、地方自治体および権限を委任されたスポーツ連盟）によって組織されたときには、公の活動の一部として解される、ということとなる。このことが、1984年法の第28条が規定する「公共機関とその附属機関がする採用試験、及び、全ての国有会社または資本混合会社がする採用試験の出願に関する優遇措置」、および第31条が規定する「公・私企業を問わず競技活動の継続を支援する優遇的な雇用契約の締結」等、公務役におけるハイレベルスポーツ選手に対する優遇措置を講じることを法的に是認する根拠であるといえよう。

ただし、このような優遇措置を得るためには厳密な形式において「ハイレベルスポーツ選手」を定義付ける必要があり、具体的には、ハイレベルスポーツ選手の認定は、スポーツ担当大臣が、国より権限を委任された各スポーツ連盟からの提案を参照し、2002年付デクレ⁴⁾によってその存在を規定される全国ハイレベルスポーツ委員会の意見を受け行う、という措置が講じられている。また、ハイレベルとして認定されたスポーツ選手は、1)自身のスポーツや自国のイメージ向上のために模範的な態度をとる、2)所属する連盟と交わした協定に基づいて作成される練習プログラムに従う、ことが義務づけられ（ハイレベルスポーツ憲章）、違反

者にはハイレベルスポーツ選手としての認定取り消し、もしくはハイレベルスポーツ選手としてのキャリアの喪失という厳しい処分が科せられる。

4. ハイレベルスポーツの目的

ハイレベルスポーツ憲章によれば、ハイレベルスポーツの目的を、

- 1) 人間の尊厳、相互理解、団結心およびフェアプレー精神を保護する、平和でよりよい世界の構築への貢献
- 2) ハイレベルスポーツ選手の最高のパフォーマンス発揮
- 3) 社会的・職業的能力の発揮

と規定している。すなわち、ハイレベルスポーツの目的とは、スポーツを通じての平和への貢献という基本理念の下に、国際競技の向上であ

り、スポーツ選手の社会への組み入れ、端的に言えば若年層を中心とした失業対策の側面を持つということである。表1はフランスにおける夏季オリンピック大会のメダル獲得数の推移である。この表からも明らかなように、第2次世界大戦後の1948年に実施されたロンドン大会において29個の獲得メダルであったものが、17個、14個と減少しつつには1960年のローマ大会においては5個までに激減している。このことがもともとスポーツに関心のなかったフランス国民をして、国際競技力の向上に目を向ける契機となったことは間違いなからう。そのことによって国際競技力の向上ということが、スポーツ政策における大切なひとつの柱となつたと考えられる。一方、若年層の社会への組み入れであるが、表2にフランスにおける失業率の推移を示した。ここからもわかるように若年層(15歳から24歳まで)の失業率が2002年にお

表1 夏季オリンピック歴代メダル獲得数

開催年	開催地	金	銀	銅	合計
1896	アテネ	5	4	2	11
1900	パリ	25	32	29	86
1904	セントルイス	0	0	0	0
1908	ロンドン	5	5	5	15
1912	ストックホルム	7	4	3	14
1920	アントワープ	9	20	13	42
1924	パリ	13	14	11	38
1928	アムステルダム	6	10	5	21
1932	ロサンゼルス	10	5	4	19
1936	ベルリン	7	6	6	19
1948	ロンドン	9	7	13	29
1952	ヘルシンキ	6	6	5	17
1956	メルボルン	4	4	6	14
1960	ローマ	0	2	3	5
1964	東京	1	8	6	15
1968	メキシコ	7	3	5	15
1972	ミュンヘン	2	4	8	14
1976	モントリオール	2	3	4	9
1980	モスクワ	6	5	3	14
1984	ロサンゼルス	5	7	15	27
1988	ソウル	6	4	6	16
1992	バルセロナ	8	5	16	29
1996	アトランタ	15	7	15	37
2000	シドニー	13	14	11	38
2004	アテネ	11	9	13	31

表2 Nombre de chômeurs et taux de chômage, en moyenne annuelle
(失業数および失業率、年平均)

	2004	2003	2002
Nombre de chômeurs (en milliers) 失業数 (千人)	2,727	2,656	2,392
dont : hommes (男性)	1,326	1,283	1,147
femmes (女性)	1,401	1,373	1,245
Taux de chômage (失業率%)			
Ensemble (合計)	9.9	9.7	8.8
Hommes (男性)	9.0	8.7	7.8
Femmes (女性)	11.1	10.9	10.1
15-24 ans (15~24歳)	22.7	21.2	19.1
25-49 ans (25~29歳)	9.1	8.9	8.2
50 ans ou plus (50歳以上)	7.1	7.2	6.5

出典：INSEE

いては19.1%であり、その後2003年にはついに21.2%と20%の大台を突破し、2004年にも22.7%と、その増加傾向は拍車をかけている。2005年11月にはパリ郊外の失業に苦しみ差別的な扱いを受ける若者を中心に暴動が巻き起こるなど、若年層の失業対策はフランス社会における急務であることは間違いないところであり、その解消のためにもスポーツ選手のセカンドキャリア対策がハイレベルスポーツ政策の柱となることは当然のことと考えられる。

5. まとめ

本研究は、フランスにおいて法整備が進んでいるスポーツの領域、特にハイレベルスポーツの領域に関して、その基本法令および憲章を検討することによって、フランスにおけるハイレベルスポーツ政策に関する知見の獲得を図ることを目的とした。検討の結果、フランスにおけるハイレベルスポーツは、「スポーツを通じての平和への貢献」ということを基本的な目的とするとともに、2つの達成目標を設定していることを析出した。一つは、「国際競技力の向上」であり、またもう一つは、「スポーツ選手を社会的・職業的成功へ導くこと」であった。また後者の若年層の社会への組み入れや失業対策としての側面は、昨今の社会問題の深刻さなどから勘案し、今後ハイレベルスポーツ政策を立

案・実行していく過程で、より重要度の益す観点であるということが伺われた。

引用・参考文献

- 1) Journal Officiel de la republique française. 30 octobre 1975 p.11180.
- 2) Journal Officiel de la republique française. 17 juillet 1984 p.2288.
- 3) <http://www.jeunesse-sports.gouv.fr//sport/shn2.asp#charte> (フランス青少年スポーツ省ホームページ)。
- 4) Journal Officiel de la republique française. 3 mai 2002 p.8223.

本研究は、文部科学省科学研究費補助金（平成十七年度）の補助を受け、行われた。

Résumé

La réglementation relative au développement
du sport de haut niveau
—La charte du sport de haut niveau en France—

Nobuki ISHII

Division de Science Sport, Faculté de Cultures et Humanités intégrées
Université d'East Asia
E-mail: ishii@toua-u.ac.jp

Yuko SAKURADA

Société Franco-japonaise pour le développement du sport
E-mail: y_sakura@yahoo.fr

Le but de cette recherche est d'étudier la politique pour développer le sport de haut niveau en France. Cette recherche a été faite après avoir remarqué le point de vue de la réglementation relative au développement du sport de haut niveau. «La charte du sport de haut niveau» qui prescrit le fonctionnement du sport de haut niveau en France a été traduite dans le but de cette recherche.

Les résultats de la recherche sont les suivants.

Le but du sport de haut niveau est de :

- 1) contribuer à bâtir un monde pacifique et meilleur ;
- 2) offrir aux athlète les moyens d'atteindre le plus haut niveau sportif et le meilleur comportement lors des grandes compétitions internationaux ;
- 3) assurer aux sportifs de haut niveau les plus grandes chances de réussite sociale et professionnelle.

En considération de la gravité du problème social dans la jeune génération, il est certain que le point de vue de la insertion socioprofessionnelle des sportifs de haut niveau est plus important dorénavant lors de l'élaboration et l'exécution de la politique du sport de haut niveau.